

## 契 約 書 (案)

和歌山市 (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、 \_\_\_\_\_ への飲料水自動販売機の設置に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約書は、甲の施設である \_\_\_\_\_ において、乙が自動販売機を設置することについて定めることを目的とする。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(設置場所)

第3条 乙が自動販売機を設置する場所は、 \_\_\_\_\_ (別添位置図) とする。

(使用の許可)

第4条 乙は、自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の4第7項の規定による和歌山市長の行政財産の使用許可 (以下、単に「使用許可」という。) その設置期間について受けなければならない。また、契約有効期間内においては、毎年、使用許可を更新するものとする。

(売上手数料等)

第5条 乙は、売上手数料として売上金額の \_\_\_\_\_ パーセントに相当する額を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入するものとする。

2 前項の売上手数料を算出するため、毎月10日までに前月分の売上報告書を甲に提出しなければならない。

3 自動販売機に係る光熱水費、自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費その他費用は、乙の負担とする。

(延滞金)

第6条 乙は、前条第1項の規定により甲の定める期日までに売上手数料を納付しないときは、当該定める日の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント (当該定める日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合をもって計算した額を延滞金として、甲の発行する納付書により、甲に納入しなければならない。

2 前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、納期限の翌日から納付した日までの期間が属する年の延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第93条第2項に規定する平均貸付割合という。) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。

(自動販売機設置の基準等)

第7条 乙が設置する自動販売機は、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

(自動販売機設置に当たっての留意事項)

第8条 乙は、自動販売機が破損及び汚損し、又は商品等が盗難にあったときは速やかに復旧等の最適な措置を採らなければならない。

2 甲は、自動販売機の破損、汚損又は商品等の盗難を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧等にかかる費用は、乙が負担する。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、この契約を解除できる。

(1) 使用許可が得られないとき、又は取り消されたとき。

(2) 法令に違反し、又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。

- (3) この契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
  - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (5) 乙が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てをし、又は租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
  - (6) 第11条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用してしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、第3号に該当する法人等であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害申告又は被害届の提出等を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえで、この契約を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第12条 乙は、この契約が解除されたとき、又はこの契約の期間が満了したときは、自己の負担により遅滞なく自動販売機の撤去を行わなければならない。

(第三者の損害及び紛争)

第13条 この契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決すること。

(2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決すること。

2 前項に定める場合のほか、この契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決に当たるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、和歌山市を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかより期間満了日の2か月前までに書面による申出がない限り、当該期間満了日の翌日から自動的に1年間更新するものとし、以後、令和8年3月31日まではこの例による。この場合において、第6条中「割合」とあるのは、「割合（うるう年を含む期間にあっても365日当たりの割合）」とする。

(損害賠償)

第18条 第9条第1項各号による解除がされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求することができない。

2 甲は、この契約の履行に関して、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

3 乙は、この契約の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

4 前2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_